

第九編 社會主義運動

序 説

日本に於ける社會主義運動は、官憲の非常なる壓迫にも拘らず昨年あたりから俄然として進展し、遂に本年に入つて一舉社會主義同盟にまで漕ぎつけたのは確かに注目に値する事件である。從來は社會主義と云へば、殆んど全く在來の所謂札付の社會主義者一派の間に限らたてゐたようであつたのが、夫等の人々以外に出でて智識階級の人々の間にも社會主義的思想に共鳴する者の激増してきたことは特に本年に入つてから明かに觀取された事實である。其勢に乗じて出來たものが即ち社會主義同盟であるが其成立の本源は確かに急進的時代思潮の奔流の中にありとしても、從來の社會主義者が其成立の有力なる素因をなしたことは之を疑ふことが出來ないであらう。而して同盟成立の経過は大體本文序述の如くであるが、それによりても

明かるが如く、同盟は內面的に之を觀察すれば單に廣義の社會主義の團結たるに止まり、その上に種々雜多の思想を抱く人々を包括して居るが故に或る點以上に於ける緊密なる結合は之を豫想し難きのみならず、更に外面向て之を見れば官憲は相變らず之に對し、絕對的に壓迫方針を探つてゐることが明瞭であるから、有效なる活動は今後も多難であらうと考へられる。けれども兎に角明治四十年一月、日本社會黨の結社を禁ぜられてより星霜茲に十四年を経て大正九年十二月、日本社會主義同盟の新に成立を見るに至つたことは我國の社會主義運動史上特筆さるべき事件たるを失はぬ。

社會主義同盟以外に於て本年度の社會主義運動の特色として見るべきは、從來の社會主義者が勞働團體と接近するに到つた事(之は社會主義同盟自身の中にも現はれてゐるが)であるが尙附隨的に擧ぐべき

は、軍隊内に社會主義思想を宣傳する者を生じた事である。其他の點に於ては例年とはるゝものを大體データの順序に従つて

特に異なるものあるを見ない。即ち専ら文筆若くは演説によつて思想の宣傳をなしたこと例年の如くであるが、之れ亦依然として猛烈なる官憲の壓迫を受け、殊に演説の如きは殆んど全く中止に次ぐに解散を以てせられ、果ては警官との亂鬭を生じて檢束者を出し、收監者を見ると云ふ有様であつた。但し法廷に於て傍若無人に裁判官を侮辱する態度を探る者が出て、それがやがて社會主義者間の風習とならんとする傾向を生ずるに至つたことは今年度に其端を發したと見るべきであらう。尙過激派露西亞の脅威の手が東洋に於て、支那上海を中心として我國にも及んでゐるとの風説は専らであり、官憲に於ても虎視耽々として警戒してゐるやうであるが其眞相は外面向ては一切明かでないことを一言附け加へて置かう。

本編は始めに日本社會主義同盟の誕生を概述し、次に夫以外の本年度社會主義運動に屬する事項の中比較的重要なりと思ふ

列舉する事とした。

日本社會主義同盟の誕生

合して大同盟結を試みんとする日本社會主義同盟の計畫は本年七月下旬の頃より東京市芝區新櫻田町十九番地山崎今朝彌氏方を本據として着々進捗中であつたが、八月に入り赤松克磨、荒畠勝三、麻生久、布留川桂、橋浦時雄、服部濱次、岩佐作太郎、加藤一夫、加藤勘十、京谷周一、近藤憲二、水沼辰夫、前川二亨、延島英一、大庭柯公、小川未明、岡千代彦、大杉榮、堺利彦、島中雄三、高畠素之、高津正道、田村太秀、植田好太郎、和田巖、渡邊滿三、山川均、山崎今朝彌、吉田只二、吉川守邦の諸氏發起人として同盟成立趣旨書並に同盟規約草案を作成した。(但し官憲の斧鉄は先づと、に現はれ趣旨書並に規約草案は頒布を禁ぜられ、其印刷済となれる分は八月十二日警視廳に押收された。)右の發起人の額觸れによりて明かなるが如

く同盟は從來の各社會主義者を始めとし、友愛會、信友會、正進會、交通勞働組合、日本時計工組合、鎧夫總同盟、勞働運動同盟等種々の勞働團體に屬する人々、著作家組合、文化學會、勞働組合研究會、自由人聯盟、新人會、曉民會等種々の思想團體に屬する人々、建設者同盟、扶信會等の大學生團體に屬する人々、及び文壇の有力者等各方面の人々を網羅して居る。創立事務所は前記山崎氏方に置いてあるが後に同盟會場として麹町區元園町一の四四に新事務所を設けた。而して之等の發起人は創立大會迄の事業として加盟勸誘と雜誌發行と講演會と寄附金募集とに努力したが、其結果同盟申込者は十月十四日迄に約一千名に達したとの事である。雜誌は從來の『新社會評論』の繼承として月刊機關誌『社會主義』を九月から出した。講演會は別項上・上會主催の京坂神勞働問題大演說會を最大のものとし、東京では八月廿四日に築地の川崎家、九月九日に駒込クラブ、同十四日に大塚終點の豊島亭、同十八日に龜戸

の長樂館、同三十日江戸川の八千代クラブ
十一月一日に大崎五反田クラブで開いた
のを始め、其後も度々社會問題講演會なる
ものを各所で開いたが多くは開會前既に
満員の盛況であり、而して多くは中止解散
を命ぜられ又警官隊との亂鬪を生じ檢束
者を出したことも少くはなかつた。財政方
面の活動としては、寄附金募集の外に社會
主義ブック、ティーなるものを案出し、東京
では日比谷、神保町、上野の三方面で十一
月七日に第一回を、十四日に、第二回を、
大阪では荒畠寒村氏主となつて、十一月二
十八日天王寺公園で之を行ひ、叢文閣の寄
贈に掛る荒畠、兩山川三氏の著書を賣つた
が、警官との間にゴタ／＼のあつた事例の
如し。

かくの如くにして只管創立大會の準備
を急ぎつゝあつたが愈十一月九日午後七
時より麹町區元園町の同盟本部で懇談會
なるものを開いたが集まる者二百餘名。此
際三原麹町署長は百餘の部下を率ゐて警
戒し、外に警視廳の觀察も眞黒に詰め寄せ

の長樂館、同三十日江戸川の八千代クラブ
十一月一日に大崎五反田クラブで開いた
のを始め、其後も度々社會問題講演會なる
ものを各所で開いたが多くは開會前既に
満員の盛況であり、而して多くは中止解散
を命ぜられ又警官隊との亂鬪を生じ檢束
者を出したことも少くはなかつた。財政方
面の活動としては、寄附金募集の外に社會
主義ブック、ティーなるものを案出し、東京
では日比谷、神保町、上野の三方面で十一
月七日に第一回を、十四日に、第二回を、
大阪では荒畠寒村氏主となつて、十一月二
十八日天王寺公園で之を行ひ、叢文閣の寄
贈に掛る荒畠、兩山川三氏の著書を賣つた
が、警官との間にゴタ／＼のあつた事例の
如し。

かくの如くにして只管創立大會の準備
を急ぎつゝあつたが愈十一月九日午後七
時より麹町區元園町の同盟本部で懇談會
なるものを開いたが集まる者二百餘名。此
際三原麹町署長は百餘の部下を率ゐて警
戒し、外に警視廳の觀察も眞黒に詰め寄せ

る。會議室に宛てた本部の二階にも疊一枚毎に巡查が立つ。此會合は十日の創立大會の準備會であつたが殺氣の渦巻く咄嗟の間に幹部は作戦を一變し、司會者の岩佐作太郎氏は『今日の會合を以て創立大會に代へます總ては委員に一任』と挨拶した。臨場の警官は不意を喰ひ狼狽して、『辯士中止』と叫んだ時に最う會衆の拍手が起つてゐた。堺枯川氏が起つて其會合を創立大會に代へること、同盟は完全に成立したこと、議事は委員に一任されたことを二度まで繰返し會衆が承認の拍手を與へたとき『辯士中止』が再び呼ばれて解散の命が下つた。同盟の萬歳が轟く、革命の歌が高唱される。時に八時検束者三名を出した。かくして日本社會主義同盟は兎に角成立する事となつた。尙此日大杉榮氏は各地より上京せる同主義者五十餘名を鎌倉の寓居に招き正午より歡迎會を催したが、所轄鎌倉署よりは安藤署長以下署員全部、神奈川縣警察部よりは大森警察部長以下出張し大杉氏の宅を包囲して警戒に力めた。其中

で大杉氏は歡迎の挨拶を述べ、有志の演説に移ると安藤署長は言行不穩と認め、直ちに中止解散を命じたので一同は一旦同所を立去つて鎌倉八幡宮に集り、列を作つて雪の下通りより示威運動を行ひつゝ再び大杉氏宅に引上げたが大森警部長は形勢不穩と認め一同を鎌倉署に同行すると一同は署内で盛んに革命歌を高唱し、床を踏み鳴らしなどし警官と衝突して大騒ぎを演じたが取調の結果四名を檢束し其他は午後九時放還した。

明ければ十日午後一時から同盟大會を神田青年會館で舉行する事となり、定刻には三百餘の同主義者が簇々として詰掛けたが此時既に五百近くの警官隊が同會場を取巻き堅く扉を閉じて入場せしめない。そこで主義者側が激論の末、漸く扉を開いて植田好太郎氏が登壇して開會の辭を述べるや臨場の警官は直ぐと同會の解散を命じた。不當なる解散を書いたビラを撒き乍ら日章旗を翻し棍棒を携へ押かけた。警官は是を阻止して大競り合となり一括して錦町署に拘引した。午後四時同盟の岩佐作太郎氏が準備に來たところを拘引された。此頃から會衆は殺到し青年會館の階上階下立錐の隙地なきに至つた爲め大鐵門を締め切りたるに、門外の會衆は喊の聲を揚げ、檢束さるもの躰は四十名を算した。六時五分大庭柯公氏登壇『只今から社會問題講演會を開きます』と云ひ終らぬ中に佐々木錦町署長は、辯士中止且解散を命じた。不當なる解散を罵る聲轟々として鳴りも止ない。而して此間に檢束さるゝ者堺、大杉兩氏を始め七十四名に達し、何れも數臺の押送自動車に籠めて警視廳に送られたが其夜留置場は演説、勞働歌等で大賑ひを呈したそ�で

ある。其中大部分は翌朝釋放され、残りの十八名は其儘検事局に送られたが取調の結果五名は不起訴となり、十三名は何れも建造物破壊罪として起訴され、一月十日には同廳の法廷で開廷審理されることになつた。其氏名は左の如くである。

赤間朝一、平井太吉郎、四所輝明、渡邊善壽、板橋萬吉、河合義虎、宮越信一郎、秋山清、杉浦幾一、浦田三太郎、山元國三、雜賀習之、大串幸之進。

更に同盟では二十二日夜協議の結果新に左の執行委員及び専任委員を選定した。

(執行委員) 赤松克麿、阿部小一郎、麻生久布留川桂、橋浦時雄、加藤一夫、加藤勘十、北原龍雄、近藤憲二、望月桂、水沼辰夫、島中雄三、杉浦啓一、渡邊善壽、和田久太郎、和田巖
(専任委員) (編輯部) 江口渙、與佐作太郎、百瀬二郎、大庭柯公、新田正道、(講演部) 服部寅次、原澤武之助、竹内一郎、吉田順司、渡邊滿

白雨俱樂部の講演會解散
大阪市南區堺屋町日本労働新聞社に於ては白雨俱樂部なるものを組織し、毎月二

回社會問題と労働問題の研究に努めて居たが三月十五日には道頓堀のカフェー・パウリスターの階上に會合を催し、折柄來阪中總計六組の喧嘩があつたと云ふ。
の荒畠塞村氏の『産業管理に對する労働者の能力と労働運動の傾向』と題する講演を聞くこととした。集まる者約二百名に及んだが同講演は開口僅かに五分にして中止解散を命ぜられた。

荒畠氏の「労働問題研究會」解散

同じく日本労働新聞社主催「労働問題研究會」は五月十五日其第一回を大阪中央公會堂第八號室に開いたが、來會者三十餘名席上荒畠塞村氏の『労働運動終極の目的』と題する講演中「産業革命」の一語あるや直ちに中止解散を命ぜられた。

日比谷公園松本樓で『高畠素之の會』が開かれた。來會者約五十名、其宴會終了後山川均、同菊榮兩氏が郷里岡山縣から歸京したのを迎ふべく七月一日夜東京新橋驛上東洋軒に於て北歡迎會が催された。集まる者森戸、大山、北澤、權田、堺、大杉馬場、沖野、宮地諸氏を始めとし與謝野晶子、伊藤野枝氏も加はり總計百廿名で非常な盛會であつた。

軍隊内の社會主義者

陸軍歩兵第五十二聯隊附中尉松下芳男氏は幼年學校出身であるが大杉、堺の諸氏と交りあり、社會主義思想を奉する將校として題となつたが、所屬上長官及び中隊長の戒告に對し飽くまで非妥協的態度を持したるため八月初旬停職を命ぜられた。

又第三師團歩兵上等兵富田錦藏氏は社會主義者高島三郎氏と氣脈を通じ軍隊の規律を破壊せんと企てゝ發覺し、重營倉處

久しく讀書界に期待されてゐた高畠素之氏の翻譯に掛る資本論第一卷第一冊が發行されたのを機として六月廿四日東京

分に附せられ、九月越後高田監獄に投ぜられた。

法廷不起立事件

東京市神田區一橋通町の高尾平兵衛氏は「クロボトキンの社會思想研究」なる瞻寫版刷の秘密出版翻譯物を配布したる廉

を以て五月廿八日警視廳に引致されたが、

其公判は七月五日午後二時東京地方裁判

所草野裁判所長係大平檢事立合にて開廷、檢事の公訴事實陳述中被告は腰掛に腰を下したる儘起立しないので裁判長が激昂して之を叱責するや、言掛りに乗じて更に

双耳拔きになり、傍聴席の同主義者之を聲援し騒ぎを演じて四時閉廷した。其續行

公判は同月七日、及び十二日、廿四日と開かれたが被告は裁判所の壓制と無能を痛罵し、其同志は裁判所で革命歌を高唱する等前代未聞の騒ぎをやつたのみで判決の言渡しは無期延期となつたが、結局二十八日には裁判長は被告の退廷を命じた上『編輯人發行人として禁錮二箇月宛、無届出版

の廉にて同じく一箇月通計禁錮五箇月、頒布の廉にて罰金二十圓に處す、尙ほ罰金の納入出來ざる場合は拘留一十日に處す』と缺席の儘判決を宣言した。而して之に對し高尾氏は控訴せず九月三日東京地方裁判所に服罪の手續をした。

堺、大杉兩氏提携演説會解散

堺、大杉兩氏提携演説會は八月六日午後六時より神田松本亭に於て開會の筈なりしも早くも所轄錦町署の係官出張して解散を命じ、主催者は苦笑して遂に同七時四十分散會した。

平民大學夏期講習會

山崎今朝彌氏等經營の平民大學では社會改造運動の圖將を養成することを目的として八月九日から同廿一日迄二週間、科目と方法とは左の要領で夏期講習會を開催したが、警官の壓迫の爲め終りを完うしたことは唯の一回もなかつた。

大杉、水沼氏等の演説會解散

大杉榮、水沼辰夫氏等主催にて八月廿六日夜七時半より京橋區櫻橋際川崎屋に於て開會したる社會問題並勞働問題演説會

及經濟等の學術研究並に其宣傳、應用術等の實地研究

方法、各思想及勞働團體、政黨、當局者、思想家及社會運動家等の訪問、見學、招待、茶話、研究、批評、演説、評論、講演、懇話懇親會又はピクニック等の開催。野外、屋外の集合、演習及び各種諸會の出席、傍聴並に珍書、禁書の研究、其他は口傳、口授

社會主義研究學生團體の解散と取調

東京府下戸塚町四〇曉民會に於て八月十八日夜都下各學校生徒の社會主義研究會開かれ、「勞働運動を中心とする政治問題」なる題下に討論中なりしが淀橋署が解散を命ぜしより紛擾を起し、會場を追はれたる學生二十名計りが高田馬場停車場に集合して不穏の言辭を弄せしとて二十名全部を同署に同行を命じ取調を爲した。

は水沼辰夫氏熱辯を揮ひつゝある際、鈴木築地署長より解散を命ぜられし爲、例の如く騒ぎ立てしも其儘散會したが其際聽衆より七名検束された。

大杉榮氏等横濱にて引致さる

大杉榮氏一派の人々は九月八日横濱に來り午後六時より吉田町寄席吉田亭に於て大演説會を開會し、横濱市に於ける社會主義者の頭目たる吉田只次氏を筆頭に同主義者三十餘名に約五百名の聽衆押掛け七時開會・大杉諸木氏等演説を始めたるより所轄伊勢佐木町署より臨檢せる高橋警部は不穏と認め直ちに散會を命じたるが、辯士等は場外に出るや附近の神社境内に再び演説せるが、群衆は喊聲を擧げて是に和し、益々不穏となりだる爲め同署にては直に廿餘名の刑事巡査を急行せしめ、大杉諸木角谷氏外六名を現場より引致した。

過激主義宣傳者の收監

プラゴエスチエンスクに於て本年一月より過激主義の宣傳を爲したりとせらる

福岡縣人林正敏氏は軍法會議にて懲役二年の宣告を受け、九月十六日福井分監に收監された。

石川三四郎氏の歸朝

L・L會の京坂神勞働問題 大講演會と勞働問題講習會

我國社會主義者中の先輩石川三四郎氏は十月三十日、七年振りに佛國から歸朝したので大阪のL・L會員は氏を神戸埠頭に迎へ、翌三十一日夜日本労働新聞社に於て同氏歸朝歡迎講演會を開いた。更に東京では十一月十一日、萬世橋驛のミカドで堺、安部氏等主催の歡迎會あり、同じく二十一日には社會主義同盟會及び北風會の主催で同盟事務所に歡迎會が開かれたが其席上では佛國の近狀殊にC・G・Tの現狀に就て質問應答があつた。

尙石川氏は十二月廿日から廿四日迄明治大學に就て「社會主義の立場から見たる古事記の研究」を發表した。

黒耀會の展覽會

藝術的革命運動を標榜して居る黒耀會於て労働問題講習會を開いた。講師は荒烟氏之に當り産業革命史、労働組合運動の發達労働組合の運動方法等に就て講話した。

聽講者はL・L會員十五名、會員外の申込者二十名内外であつた。

日から五日間京橋の星製薬株式會社樓上に於て開催して、出品者は社會主義同盟に屬する人々を主とし、其他労働團體、思想團體の後援を得て、總計六十餘名、出品總數二百五十餘點に達し、其中繪畫最も多く、書が之に次ぎ彫刻は僅か六七點に過ぎなかつた。何れも辣腕を振つて革命的藝術を創造してあるので、當局に於ても畫的宣傳の意味ありと認め、初日午後一時警視廳の橋檢閱係長、本間官房主事、石井特別高等課長は自動車を駆つて出張し、檢閱の要ありとて一般の觀覽を禁し、約五時間に亘つて檢閱の結果、石渡山達氏の「プラツクリスト」、尾崎士郎氏の「孤立分身」、夜中、長澤青衣氏の「爆彈」、石川三四郎氏の「短冊」、望月桂氏の「反逆性」「ひかれ者」「破傘」外三點、井口幸光氏の「習作」、橋浦時雄氏の「動亂」、山川菊菜夫人の「書」、安成二郎氏の「貧乏の歌」、水沼辰夫氏の「書」、高尾平公氏の「手紙」、星野慶次郎氏の「勞働三題(肉體顏筋肉)」「業火」、岩佐作太郎氏の「定まる御代」、廣安氏の「戰勝の歌」「年世にし

て」中山啓氏の「春」、高田和逸氏の「虐げられし人々」、日吉春雄氏の「短冊」と合計廿四點の撤回を命じ、此の外長澤青衣の「脱獄」「馬置場に於ける美人」「性慾より光明へ」の五點には、畫題撤回といふ珍しい撤回を命じた。

階級打破宣傳の文書軍隊

を脅かす

十二月十三日突如として「名古屋歩兵第六聯隊第五中隊下士兵卒諸君へ」と宛名して、階級打破を主張する社會主義的文書が到着したのを始めとし、同様の不穩文書が其後内地の各師團のみならず朝鮮の諸聯隊及び各地の警察署稅務署にも續々到着したので、大騒ぎとなり、當局では之が對應策を講じつゝあつたが、廿三日名古屋地方

裁判所檢事は中區飴屋町在住の社會主義者鈴木楯夫氏外四名を嫌疑者として引致し、名古屋未決監に收監、爾來秘密裡に嚴重取調中との事である。之に關する陸軍當局

の談を同月廿三日の大阪毎日新聞から左に引用しやう。

「文書は或は端書に刷り又は二重封筒で發送して居るが、悉く名古屋笠島局の捺印あるものである。思ふに此種の思想宣傳は今後も亦續々發生するであらうが、陸軍としては今日之れが爲めに急遽對應策を講ずる必要を認めない。唯陸軍各隊の内部の制度及び施設の改善に努め、内容さへ一絲亂れざる組織にあれば如何なる危険思想にも驚かぬ。現に施行しつゝある軍隊内の改正或は下士率に對する特進の途を開く等最善の努力をして居ると同時に、今回の事件に關しては極力犯人の搜索に努めて居るが、唯先日來之が爲めに川村元帥等は新聞記事の出る毎に憲兵隊に電話し、其處置に就て非常に心配されて居る。長阪憲兵司令官の手數も一通りではない。文書の内容より推察して犯人は恐らく社會主義者の行爲に相違ないと判定を下して居るが、一方又支那人の危険分子の行動に關して深甚なる注意を拂つて居る云々。」

高山氏の除隊とL・L會員等の入獄

十一月三十日前友愛會京都聯合會長高山義三氏が退營する事となつたので、各勞働團體の代表者と共に大阪より荒畠勝三氏等L・L會員五十餘名伏見聯隊門前に集合

して之を迎へ歓迎行進の歌を高唱し「労働と自由」團結は力なり等の數旒の大旗を翻し伏見街道を北にデモンストレーションを行つて來たがL·L會員の提げた歓迎旗中に「出獄を祝す」との文字を記したる一旗あるを折柄物々しく警戒中の刑事が認めて不穏なりとし矢庭に旗手を足蹴にして旗を奪ひ取らんとしたので端なくもこゝに修羅場を現出し、互に入り亂れて格闘を演じ双方とも負傷者は少くなかつたが結局京都地方裁判所に於ては荒畠勝三、金喰道明、高知傳次郎、三野啓逸、鍋山貞親、奥村甚之助、大西昌諸氏のL·L會員及び友愛會員七名に對して職務執行妨害、殴打傷害罪、治安警察法違反として令狀を執行し十二月一日朝京都監獄に收監した。